

平成 31 年度

地方公共団体における AI 活用に関する調査研究
(革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業)

実証グループ提案公募要領

平成 31 年 3 月

総務省

1. 実証の目的

地方公共団体がパブリッククラウド上の多様な AI サービスを安心して活用できる環境を整備することにより、地方公共団体の業務効率化や地域課題の解決、住民サービスの向上を推進する。

2. 実証の概要

2.1 実証概要

地方公共団体が業務を遂行するにあたり、収集・蓄積したデータ（業務情報等の非公開データ）等をインプット情報として、活用されるパブリッククラウド上の AI サービス（以下「パブリッククラウド上の AI サービス」を「クラウド AI」という。）の調査実証を行う。

本実証による成果を踏まえ、総務省は、地方公共団体が安全に活用できるクラウド AI の標準規格及び導入手順を策定した上で、その普及に取り組む。

2.2 実証グループ要件

2.2.1 提案主体に係る要件

提案主体は次の（１）及び（２）の全ての要件を満たす主体であること。

（１） 次の①及び②の団体等からなるコンソーシアムであること。

① 実証に協力・連携が可能な地方公共団体。ただし、業務情報等の非公開データを用いた AI 活用に意欲を持ち、かつ実証終了後も継続的に AI 活用の取組を遂行する意思のある 2 以上の団体とする。（実証に参加する地方公共団体のことを、以下「実証自治体」という。）

② 実証に必要な実証環境を構築・提供し、実証自治体と連携して当該実証環境を利用した検証の実施が可能な事業者等。

（２） 実証自治体の一者を代表者として定めること。

2.2.2 実証内容に係る要件

実証において、活用する AI の内容及び扱うテーマは、次の（１）～（４）の要件を満たすものであること。

（１） AI の高度な識別・予測・判断のいずれか又は複数の機能を効果的に用いて、①地方公共団体の業務効率化、②地域課題の解決、③住民サービスの向上のいずれかに資するものであること。

（２） 将来的には他の地方公共団体も AI 導入が可能となるような汎用性の高いものとする。

（３） AI へのインプット情報は、原則として実証自治体が業務の遂行にあたり取得・保有しているデータとすること。

（４） 原則として、実証自治体のネットワーク環境からクラウド AI を活用するモ

デルであること。

3. 事業実施要領

(1) 事業内容

公募により採択された提案主体は、次の全ての項目について実証を行う。

① クラウド AI 活用の効果及び課題の検証

- 地方公共団体の業務に対するクラウド AI の活用にかかるコスト削減、業務効率化等の定量的効果
- 上記コスト削減、業務効率化等をさらに促進するための課題及び具体的方策
- 地方公共団体によるクラウド AI を活用する際の非公開データ等の適切な取扱い、情報セキュリティ対策の在り方

② クラウド AI の要件及び導入手順の検討

- クラウド AI が備えるべきセキュリティ要件
- 地方公共団体のネットワーク環境とクラウド AI 間の接続において備えるべきセキュリティ要件
- 地方公共団体のネットワーク環境とクラウド AI 間における適切なデータの受渡し、生成、共有手法
- 地方公共団体におけるクラウド AI の標準的な導入手順

(2) 実施体制

- 実証に係る平時及び緊急時の連絡調整のため、総務省及び総務省が指定する請負事業者の指示に従い連絡体制を構築すること。
- 実証において個人情報を取り扱う際には、法令等を適切に踏まえて行うこと。
- 実証にあたっては、関係者が連携して十分な情報セキュリティ対策を講じること。
- 実証を実施するために、既存環境に対して追加で ICT 環境整備を行う必要があると総務省及び総務省が指定する請負事業者が判断した場合には、総務省及び総務省が指定する請負事業者と調整・協議の上で実施すること。

(3) 事業期間

本実証のスケジュールは、概ね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

2019 年 5 月～6 月 提案内容について外部評価を行い、実証候補グループを
考

2019 年 6 月 実証グループ採択通知、実証開始

2019年12月頃 中間報告書の提出

2020年2月頃 成果報告書の提出

(4) 実証に必要な ICT 環境の整備

実証に必要な ICT 環境（各種システム、通信環境、情報端末等）については、既存のものを最大限活用することを前提としつつ、不足する環境を整備・運用するため必要不可欠な費用として、総務省が指定する請負事業者がその請負業務の範囲内において、1グループ当たりの上限（目安）を5,000万円（税込）として支弁する用意がある。

なお、本実証のために整備した ICT 環境、体制等については、実証終了後においても継続的かつ有効に活用すること。

(5) その他

① AI 導入に当たっての標準規格及び導入手順の策定等への協力

総務省又は総務省の指定する請負事業者が、AI 導入に当たっての標準仕様書及び手順書の策定等、事業全体の統一的実施の観点から本実証の進め方について協力を求める場合がある。この場合は、必要な協力を行うこと。

② 中間報告書及び成果報告書の作成・提出

実証結果について、総務省及び総務省が指定する請負事業者の指示に従って、別に指定する期日までに中間報告書及び成果報告書を作成し、総務省が指定する請負事業者に提出すること。また、実証成果の取りまとめに当たっては、可能な限り定量的なデータに基づいた検討・分析を行うこと。やむを得ず定性的な評価を行う場合であっても、当該評価の根拠となるデータ（エビデンス）を提示すること。

③ 提出資料等の公表

実証候補グループの選考手続に係る提出書類の全部又は一部（外部の有識者等を構成員とした評価会における議事、議事録、各提案に係る評価結果等を含む）、その他の本事業の実施に関して各実証グループが総務省に対し提出した書類、資料等については、総務省 HP 等において公表する場合がある。提出する資料等のうち、非公表を希望する者がある場合には、当該資料等の右上の余白に「非公表」と明記するとともに、その理由を記載すること。なお、これらの提出資料等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

④ 請負事業者との秘密保持契約の締結等

本事業の成果の取りまとめに必要な限度において、総務省が指定する請負事業者から2.2.1(1)で構築するべきこととしているコンソーシアムの構成者に

対して情報提供を求める場合がある。当該情報提供に関し、秘密保持契約の締結が必要な場合には、選考後、総務省が指定する請負事業者と調整を行うこと。

4. 提案手続

(1) 公募期間

実証グループとして参画を希望する者（以下、「提案者」という。）は、公募開始の日から、2019年4月15日（月）午後2時（必着）までに提出書類を提出すること。

(2) 提案書類

以下の書類を各々の様式に従い作成・提出すること。

- ① 提案書
- ② 提案書概要
- ③ 実施体制説明書
- ④ 事業スケジュール
- ⑤ システム構成図（全ての実証自治体について作成すること）
- ⑥ 費用対効果説明書
- ⑦ 実証グループ要件への該当状況等に係る確認

(3) 提出方法及び提出先

提出書類（提案書類及び補足資料）は、総務省所管室（7. 本件に関する問合せ先）に電子メールにより提出すること。

5. 実証グループの選考

(1) 選考方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果に基づいて、実証グループを3グループ程度選考する。評価会においては、提案者からのプレゼンテーションや追加資料の提出を求める場合があるので、提案者は、これらの求めがあった場合には協力すること。

(2) 選考基準

選考に当たっては、次に掲げる項目等に基づき、総合的に評価する。

- ① 2.2.2の実証内容に係る要件を満たしていること。
- ② 実施計画が優れたものであること。
 - ア. 1.に掲げる本事業の目的に沿ったものであること。
 - イ. クラウドAIの標準化に貢献するものであること。

- ウ. クラウド AI に関する新規の開発要素を有するものであること。
 - エ. 目標や課題、課題解決の方法、スケジュールが具体的かつ実現可能な内容に設定されること。
 - オ. 個人情報保護、情報セキュリティ対策を適切に講じるものであること。
 - カ. 実証を通じて明らかにしようとする成果が、定量的なものを含め、具体化されていること。
 - キ. コストを抑え費用対効果に優れた提案内容となっていること。
 - ク. 本実証の終了後もクラウド AI の活用及び整備した ICT 環境の活用計画が具体化されていること。
- ③ 3. (2) の実施体制に沿って実証を円滑に遂行するための実施体制が確保されていること。
- ④ 実証を効果的・効率的に遂行するために必要な実績、ノウハウ等を有していること。
- ア. AI 活用をはじめとする ICT 活用、自治体業務改善その他本事業に係る取組の実績等を有すること。
 - イ. 実証グループの ICT 環境に精通し、実証を効果的・効率的に遂行する能力、実績を有するプロジェクトマネージャー、有識者等が参画していること。
- ⑤ 3グループ程度選考する予定の実証候補グループにおける実施計画、実施地域、AI の内容、扱うテーマに偏りが無いこと。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、実証候補グループを選考したのち、当該候補グループの提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な実証グループの採択を行う。採択の結果は、総務省から、提出書類を提出した団体宛に通知する。

なお、採択された提案内容については、必要に応じて、総務省及び実証グループ、総務省が指定する請負事業者による調整の上、修正等を行うことがある。

6. 本件に関する問合せ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

TEL:03-5253-5757

e-mail:ai-local@ml.soumu.go.jp